

電子商取引及び情報財取引等に関する準則について

1. 趣旨

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定された「電子商取引等に関する準則」を改訂し、平成19年3月に策定（改名）されたものです。

学識経験者、内閣府・法務省・総務省・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示し、電子商取引をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。

近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたりこの準則で示された内容が参照され、新たな疑問点についての質問が寄せられており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修等で学習するとともに日々の相談業務で活用されている一方、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた上での相談が持ち込まれるなど、着実に一般に浸透しつつある状況です。

電子商取引をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、柔軟に改訂していく予定です。

2. 導入・改訂経緯

- 平成14年3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
- 平成14年7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達の反映 等2項目
不当表示の例示（すべてのウィルスソフトに100%対応）
- 平成15年6月 : リバースエンジニアリングの禁止に関する公取委の研究会報告の反映 等9項目
ソフトウェアのリバースエンジニアリングの禁止の不当性
- 平成16年6月 : 仲裁法の施行に伴う仲裁合意の効果の反映 等14項目
電磁的記録による仲裁合意も有効
- 平成18年2月 : 民事訴訟法の施行に伴う管轄合意の効果の反映 等6項目
電磁的記録による管轄合意も有効
- 平成19年3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（改名）法の適用に関する通則法の施行に伴う越境取引への効果の反映 等15項目
ワンクリック請求と契約の履行義務、越境取引における法的責任
- 平成20年2月 : 第12回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
SaaS向けSLA、ソフトウェアの制限解除方法の提供などについて審議
- 平成20年4月 : 第13回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
ネットショッピングモール運営者の責任などについて審議
- 5月～6月 : パブリックコメント募集
- 8月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

今般の準則の改訂内容

(1) 電子商取引関係

電子商店街（ネットショッピングモール）運営者の責任（修正）

- ・電子商店街（モール）を通じて行われる個々の取引に関し運営者が負う法的責任について検討したものです。商法第14条が類推適用されるほか、モール運営者が負い得る責任について検討しています。

広告表示規制（薬事法・健康増進法、貸金業法等）（追加）

- ・ウェブ上の広告表示規制について検討したものです。薬事法、健康増進法、貸金業法、金融商品取引法、商品取引所法がウェブ上の広告表示にどのように適用されるかを検討しています。

(2) 情報財取引関係

SaaS・ASPのためのSLA（Service Level Agreement）（追加）

- ・SaaS・ASP利用契約におけるSLAの法的効力について検討したものです。SLAを、義務規定、努力目標規定等として設けた場合にどのような法的効力が生じるかについて検討しています。

ID・パスワード等のインターネット上での提供（修正）

- ・シェアウェアなどの利用に不可欠なシリアルナンバーを権利者等の許諾を得ることなく公開する者の責任について検討したものです。著作権侵害を構成しない場合であっても、一般不法行為が成立する可能性について検討しています。

機能・期間制限ソフトウェアの制限の解除方法を提供した場合の責任（追加）

- ・ソフトウェアの体験版に付加されている機能等に関する制限を不正に解除する手段をインターネット上で提供する行為に対して、法的にどのような制限があるか検討したものです。

他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点（修正）

- ・他人のホームページにリンクを張る場合に、どのような法的責任が生じ得るかについて検討したものです。著作権法に基づく責任について新たに検討しています。